



2026年7月2日

各位

会社名 株式会社カカコム
代表者名 代表取締役社長 村上 敦浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問合せ先 取締役上級執行役員 CFO 粕谷 進一
(TEL 03-5725-4554)

(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2026年5月12日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が2026年5月14日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」により訂正された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、Kamgras 1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(下記「2. 買付け等の概要」において定義します。以下同じです。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議し、その旨をお知らせしておりました。

その後、当社は、本提案者(下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。)から、2026年7月1日付で法的拘束力のある本7月1日付提案(下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」において定義します。以下同じです。)を受領いたしました。

これを踏まえ、当社は、2026年7月1日開催の取締役会において、本特別委員会の意見を最大限に尊重しながら、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました(詳細については、下記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」をご参照ください)。

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付けを含む本取引(下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に定義します。以下同じです。)を経て、当社株式を非公開化することを企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議しておりました。

その後、当社は、2026年7月1日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記の取締役会決議は、いずれも、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(訂正前)

<前略>

(注4) 「所有割合」とは、(i)当社が2026年5月8日に公表した「2026年3月期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の当社発行済株式総数(198,218,300株)から、(ii)当社決算短信に記載された2026年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(382,033株)を控除した株式数(197,836,267株)に、(iii)公開買付者が当社から報告を受けた本日現在残存する本新株予約権(17,166個(注5))の目的となる株式数(1,716,600株)を加算した株式数(199,552,867株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

(注5) 公開買付者が、当社から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(17,166個、目的となる当社株式数:1,716,600株)の内訳は以下のとおりとのことです。

<中略>

(注6) 買付予定数の下限(34,941,000株)については、本基準株式数(199,552,867株)から、当社から報告を受けた本日現在残存する本新株予約権(ただし、当社から本日現在において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除く。17,134個)の目的となる株式数(1,713,400株)を控除(注7)した株式数に係る議決権の数(1,978,394個)に3分の2を乗じた数(1,318,930個、小数点以下切り上げ)から、本不応募株式の数(75,933,700株)に係る議決権の数(759,337個)、当社から報告を受けた本日現在残存する本譲渡制限付株式(146,904株)のうち当社の取締役が保有している株式数(合計88,178株)に係る各取締役の議決権数(合計880個)(注8)及びパッシブ・インデックス運用ファンド(注9)が保有している株式の数(20,930,333株)に係る議決権の

数 (209,303 個) を控除した議決権の数 (349,410 個) に、当社の単元株式数 (100 株) を乗じた株式数 (34,941,000 株) としているとのことです。

- (注7) 本新株予約権のうち、(i)第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、行使条件として、当該新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を行使することができることとされているところ(以下「本地位喪失行使条件」といいます。)、当該新株予約権に係る新株予約権者は、当社の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はおらず、(ii)第19回新株予約権及び第20回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、公開買付期間中に第16回新株予約権以外の本新株予約権が行使され、当該新株予約権に係る新株予約権者に対して当社株式が交付されることは想定されていないとのことです。また、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な実践することを要請する予定とのことであり、かつ、当社は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向です。そのため、買付予定数の下限の設定に際し、第16回新株予約権以外の本新株予約権の目的となる当社株式の数は、考慮していないとのことです。なお、第16回新株予約権に関しては、行使条件として、割当日以降権利行使時点まで当社若しくは当社の子会社の役員又は従業員としての地位を継続していることが定められております。当該新株予約権に係る新株予約権者は、当社の執行役員のみであり、本日時点においても当社の執行役員としての地位を継続しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注4) 「所有割合」とは、(i)当社が2026年5月8日に公表した「2026年3月期決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の当社発行済株式総数(198,218,300株)から、(ii)当社決算短信に記載された2026年3月31日現在の当社が所有する自己株式数(382,033株)を控除した株式数(197,836,267株)に、(iii)公開買付者が当社から報告を受けた2026年5月12日時点で残存する本新株予約権(17,166個(注5))の目的となる株式数(1,716,600株)を加算した株式数(199,552,867株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。
- (注5) 公開買付者が、当社から2026年5月12日時点で残存するものと報告を受けた本新株予約権(17,166個、目的となる当社株式数:1,716,600株)の内訳は以下のとおりとのことです。

<中略>

- (注6) 買付予定数の下限(34,941,000株)については、本基準株式数(199,552,867株)から、当社から報告を受けた2026年5月12日時点で残存する本新株予約権(ただし、当社から2026年5月12日時点において行使可能であるものと報告を受けた第16回新株予約権を除く。17,134個)の目的となる株式数(1,713,400株)を控除(注7)した株式数に係る議決権の数(1,978,394個)に3分の2を乗じた数(1,318,930個。小数点以下切り上げ)から、本不応募株式の数(75,933,700株)に係る議決権の数(759,337個)、当社から報告を受けた2026年5月12日時点で残存する本譲渡制限付株式(146,904株)のうち当社の取締役が保有している株式数(合計88,178株)に係る各取締役の議決権数(合計880個)(注8)及びパッシブ・インデックス運用ファンド(注9)が保有している株式の数(20,930,333株)に係る議決権の数(209,303個)を控除した議決権の数(349,410個)に、当社の単元株式数(100株)を乗じた株式数(34,941,000株)としているとのことです。
- (注7) 本新株予約権のうち、(i)第8回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第13回新株予約権、第14回新株予約権、第15回新株予約権、第17回新株予約権及び第18回新株予約権に関しては、行使条件として、当該新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪

失した日の翌日から 10 日（10 日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、当該新株予約権を行使することができることとされているところ（以下「本地位喪失行使条件」といいます。）、当該新株予約権に係る新株予約権者は、当社の取締役のみであり、このうち、本地位喪失行使条件の充足により本新株予約権の行使を予定している者はおらず、(ii)第 19 回新株予約権及び第 20 回新株予約権については、行使期間が未到来であるため、公開買付期間中に第 16 回新株予約権以外の本新株予約権が行使され、当該新株予約権に係る新株予約権者に対して当社株式が交付されることは想定されていないとのことです。また、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、当社に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定とのことであり、かつ、当社は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向です。そのため、買付予定数の下限の設定に際し、第 16 回新株予約権以外の本新株予約権の目的となる当社株式の数は、考慮していないとのことです。なお、第 16 回新株予約権に関しては、行使条件として、割当日以降権利行使時点まで当社若しくは当社の子会社の役員又は従業員としての地位を継続していることが定められております。当該新株予約権に係る新株予約権者は、当社の執行役員のみであり、2026 年 5 月 12 日時点においても当社の執行役員としての地位を継続しております。

<後略>

- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

<前略>

その後、2026 年 4 月 9 日に本コンソーシアムは KDDI に対して、本不応募株式 (KDDI) について、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額とすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図る観点から、本不応募株式 (KDDI) を本公開買付けに応募せず、株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて本不応募株式 (KDDI) のすべてを当社に売却するストラクチャーについて打診したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、2026 年 4 月 9 日に本コンソーシアムは KDDI に対して、本不応募株式 (KDDI) について、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額とすることで、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図る観点から、本不応募株式 (KDDI) を本公開買付けに応募せず、株式併合の効力発生後に本自己株式取得に応じて本不応募株式 (KDDI) のすべてを当社に売却するストラクチャーについて打診したとのことです。その後、KDDI は 2026 年 4 月中旬に、当社、本コンソーシアム及び DG から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社を選任したとのことです。

<後略>

- ③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

(ii) 検討・交渉の経緯

<中略>

当社及び本特別委員会は、本5月7日付提案には、本提案者の概要・実績、本5月7日付提案に係る取引（以下「本提案者取引」といいます。）を通じて当社に提供可能な付加価値、本提案者取引において想定される公開買付価格、買収資金の調達方法、本提案者取引の想定ストラクチャー及び想定スケジュール等が一定の具体性をもって記載されており、具体性、目的の正当性及び実現可能性のある真摯な買収提案である可能性があり、本5月7日付提案の内容について慎重に検討するべきであると考えました。もっとも、①下記「(iii) 判断の内容」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものと評価できること、②本5月7日付提案は公開情報を前提とし、デュー・ディリジェンスの実施を公開買付け開始の前提条件とするなど初期的な提案にとどまること、③本5月7日付提案において提案されている当社の企業価値向上策は抽象的な内容にとどまること、④公開買付者は、当社の第一位株主であるDG及び第二位株主であるKDDIとの間で事前に協議を行い、本取引の実施のために不応募契約を締結している一方、本5月7日付提案は、本提案者がDG及びKDDIと協議を行った上で行われたものではなく、本取引は本提案者取引と比較して実現可能性の観点で優れていると評価することができること、⑤本提案者取引の完了には、今後のデュー・ディリジェンスの実施や法令に基づき必要とされる手続の完了等、相応の時間を要する見込みであり、本取引は本提案者取引と比較して確実性の観点及び時間的価値の観点で優れていると評価することができること、⑥本コンソーシアムによる本取引に係る提案は法的拘束力がある提案である一方、本5月7日付提案には上記のとおり多くの前提条件が付されており、本提案者取引が本5月7日付提案の内容どおり実行されるか現時点で確証がないこと等を総合的に勘案すれば、本日時点において、本取引は、本提案者取引と比べて当社の企業価値向上により資すると評価することができると考えております。また、取引条件については、本5月7日付提案は、1株あたり3,000円が想定されているものの、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて改めて正式な公開買付価格を提案することが前提とされており、デュー・ディリジェンスや資金調達の状況によっては、今後1株3,000円を下回る公開買付価格が提示される可能性が否定できないものである一方で、本コンソーシアムによる第7回提案に係る公開買付価格は、1株あたり3,000円であり、本5月7日付提案に係る公開買付価格と同額であり、また、本コンソーシアムによる第7回提案は法的拘束力があり、同価格による公開買付けが実施される蓋然性が極めて高いと考えられるため、本日時点において、本取引は、当社の一般株主に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却の機会を提供する取引であると評価でき、本提案者取引と比べて当社の株主共同の利益に資すると考えております。これらの点に加え、本コンソーシアムからの第7回提案は2026年5月12日までの有効期限とされており、同日までに本取引が公表されない場合には、本取引に係る提案が撤回され、当社の企業価値向上の機会及び当社の一般株主が合理的な売却機会を失ってしまうことになる可能性が否定できないことも踏まえ、当社としては、本日までに本コンソーシアムとの間で本取引を実施する旨を判断することが適切であると判断しました。

一方で、当社としては、本提案者を含む第三者からより具体的な提案がなされる場合等、公開買付者以外の者による公開買付けについての検討が必要になる場合にかかる検討が不当に制限されることがないよう下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、一定の場合には、当社において第三者からの提案を検討することが可能とし、検討の結果必要な場合には、一定の条件の下で本公開買付けに対する当社の意見を変更することができる状況を確保しております。

(訂正後)

<前略>

(ii) 2026年5月12日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯

<中略>

当社及び本特別委員会は、本5月7日付提案には、本提案者の概要・実績、本5月7日付提案に係る取引（以下本提案者が提案する取引を総称して「本提案者取引」といいます。）を通じて当社に提供可能な付加価値、本提案者取引において想定される公開買付価格、買収資金の調達方法、本提案者取引の想定ストラクチャー及び想定スケジュール等が一定の具体性をもって記載されており、具体性、目的の

正当性及び実現可能性のある真摯な買収提案である可能性があり、本5月7日付提案の内容について慎重に検討するべきであると考えました。もっとも、①下記「(iii) 2026年5月12日開催の当社取締役会における判断の内容」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値向上に資するものと評価できること、②本5月7日付提案は公開情報を前提とし、デュー・ディリジェンスの実施を公開買付け開始の前提条件とするなど初期的な提案にとどまること、③本5月7日付提案において提案されている当社の企業価値向上策は抽象的な内容にとどまること、④公開買付者は、当社の第一位株主である DG 及び第二位株主である KDDI との間で事前に協議を行い、本取引の実施のために不応募契約を締結している一方、本5月7日付提案は、本提案者が DG 及び KDDI と協議を行った上で行われたものではなく、本取引は本提案者取引と比較して実現可能性の観点で優れていると評価することができること、⑤本提案者取引の完了には、今後のデュー・ディリジェンスの実施や法令に基づき必要とされる手続の完了等、相応の時間を要する見込みであり、本取引は本提案者取引と比較して確実性の観点及び時間的価値の観点で優れていると評価することができること、⑥本コンソーシアムによる本取引に係る提案は法的拘束力がある提案である一方、本5月7日付提案には上記のとおり多くの前提条件が付されており、本提案者取引が本5月7日付提案の内容どおり実行されるか現時点で確証がないこと等を総合的に勘案すれば、2026年5月12日時点において、本取引は、本提案者取引と比べて当社の企業価値向上により資すると評価することができると考えておりました。また、取引条件については、本5月7日付提案は、1株あたり3,000円が想定されているものの、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえて改めて正式な公開買付け価格を提案することが前提とされており、デュー・ディリジェンスや資金調達状況によっては、今後1株3,000円を下回る公開買付け価格が提示される可能性が否定できないものである一方で、本コンソーシアムによる第7回提案に係る公開買付け価格は、1株あたり3,000円であり、本5月7日付提案に係る公開買付け価格と同額であり、また、本コンソーシアムによる第7回提案は法的拘束力があり、同価格による公開買付けが実施される蓋然性が極めて高いと考えられるため、2026年5月12日時点において、本取引は、当社の一般株主に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却の機会を提供する取引であると評価でき、本提案者取引と比べて当社の株主共同の利益に資すると考えておりました。これらの点に加え、本コンソーシアムからの第7回提案は 2026年5月12日までの有効期限とされており、同日までに本取引が公表されない場合には、本取引に係る提案が撤回され、当社の企業価値向上の機会及び当社の一般株主が合理的な売却機会を失ってしまうことになる可能性が否定できないことも踏まえ、当社としては、2026年5月12日までに本コンソーシアムとの間で本取引を実施する旨を判断することが適切であると判断しておりました。

一方で、当社としては、本提案者を含む第三者からより具体的な提案がなされる場合等、公開買付け以外の者による公開買付けについての検討が必要になる場合にかかる検討が不当に制限されることがないよう下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付け契約」に記載のとおり、一定の場合には、当社において第三者からの提案を検討することが可能とし、検討の結果必要な場合には、一定の条件の下で本公開買付けに対する当社の意見を変更することができる状況を確保しております。

(訂正前)

(iii) 判断の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2026年5月12日開催の当社取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から受けた本コンソーシアム及び公開買付け者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助並びに2026年5月11日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書（SMBC日興証券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、本日付で本特別委員会から提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

<中略>

以上のことから、当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の非公開化のメリットは、そのデ

メリットを上回ると判断いたしました。

<中略>

なお、上記「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社は、本日時点において、本取引は本提案者取引と比べて当社の企業価値向上により資すると評価できると考えており、また、本提案者取引と比べて当社の株主共同の利益に資すると考えております。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年5月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねること、並びに、本公開買付契約を締結することを決議いたしました。

当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

(iii) 2026年5月12日開催の当社取締役会における判断の内容

以上の経緯のもとで、当社は、2026年5月12日開催の当社取締役会において、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMB C日興証券から受けた本コンソーシアム及び公開買付者との交渉方針に関する助言を含む財務的見地からの助言及び補助並びに2026年5月11日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「株式価値算定書（SMB C日興証券）」といいます。）の内容を踏まえつつ、2026年5月12日付で本特別委員会から提出を受けた答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に協議・検討を行いました。

<中略>

以上のことから、当社は、2026年5月12日開催の取締役会において、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

<中略>

なお、上記「(ii) 2026年5月12日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」に記載のとおり、当社は、2026年5月12日時点において、本取引は本提案者取引と比べて当社の企業価値向上により資すると評価できると考え、また、本提案者取引と比べて当社の株主共同の利益に資すると考えました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2026年5月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねること、並びに、本公開買付契約を締結することを決議いたしました。

当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容

ア 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯

当社は、2026年5月12日以降、引き続き、本提案者取引についても真摯に検討するとともに、本提

案者との間で本提案者取引に係る取引条件について継続的に協議及び交渉を行ってまいりました。

当社は、2026年5月13日、本提案者より本5月7日付提案の改訂版として、本公開買付けと同様、本不応募株主が保有する当社株式について、自己株式取得を併用するストラクチャーを採用することにより、公開買付価格を1株あたり3,232円とする旨の提案書（以下「本5月13日付提案」といいます。）を受領いたしました。ただし、本5月13日付提案の内容は本提案者の法的拘束力を有さない初期的な意向に過ぎず、記載された事項は今後のデュー・ディリジェンス等によりその内容が変更される場合があるとの留保が付されており、また、本5月7日付提案と同様の前提条件が付されておりました。

上記のとおり、当社は同月12日時点において、本取引が、本提案者取引と比較して当社の株主の共同の利益に資すると考えておりましたが、その後、本5月13日付提案を受けて、当社としてあらためて本提案者取引が当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に資するか否かの観点から真摯に検討する必要があると考えるに至りました。そして当社は、同月20日開催の取締役会において、本特別委員会への諮問事項として、本提案者取引についての諮問事項を追加することを決議いたしました。本特別委員会への追加諮問事項及び付与された権限については、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

同月22日、当社は、本提案者に対して、本提案者取引が当社の企業価値向上及び当社の株主の共同の利益に資するか否かにつき更なる検討を行うことを目的として、本提案者取引の背景、想定公開買付価格の算定根拠、企業価値向上施策、資金調達、想定ストラクチャー、本提案者取引後の経営体制、従業員への処遇、本提案者取引の実施スケジュール等に関する質問書を送付し、同月25日に本提案者より回答書（以下「本5月25日付回答書」といいます。）を受領いたしました。当社及び本特別委員会は、本5月25日付回答書の内容を踏まえて、本提案者取引が当社の企業価値向上に資するものであるか否か並びにその具体性及び実現可能性について議論を重ね、かねてより本提案者から要望されていたデュー・ディリジェンスの機会を与える可能性を含めて、慎重に検討を行い、2026年5月27日、本提案者にデュー・ディリジェンスの機会を与えるべきか否かを判断するため、本提案者と当社とのシナジーを含む当社の企業価値向上施策、本提案者と当社の主要株主との協議内容、本提案者取引の資金的裏付け等に関する事項の記載を含むより一層具体性・実現可能性の高い提案を当社に再度提出することを本提案者に対して要請いたしました。

そして、2026年6月3日、当社は本提案者より、本5月13日付提案の更新版として、公開買付価格を1株あたり3,232円とし、当社の大株主である本不応募株主が所有する当社株式が当社による自己株式の取得の対象とならず、これらを一般株主と同じ公開買付価格で公開買付け又はスクイーズアウトを通じて取得することが見込まれる場合であっても、公開買付価格を1株あたり3,232円から変更しない予定であることをその主な更新内容とし、本提案者取引の資金的裏付けとして本提案者による資金証明が添付された提案書（以下「本6月3日付提案」といいます。）を受領いたしました。なお、本6月3日付提案は法的拘束力を有さない提案であり、本6月3日付提案における主要な前提条件等は、本5月7日付提案及び本5月13日付提案から変更ありませんでした。

当社は、本提案者の提示する公開買付価格は法的拘束力を有さない初期的なものであり、未だ、本提案者取引が実施される蓋然性が高いとは必ずしも評価できないものの、本5月25日付回答書及び本6月3日付提案において提示された本提案者と当社とのシナジーを含む当社の企業価値向上施策について一定の具体性及び実現可能性があると考えたため、2026年6月5日付で本提案者それぞれから秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、2026年6月5日、本提案者に対して当社に対するデュー・ディリジェンスの機会を提供するとともに、法的拘束力を有する提案書を当社に提出することを要請いたしました。

また、当社は、2026年6月16日、本提案者に対し、本取引のスケジュール及び主要株主との協議状況、本取引に関して必要になる法令に基づく許認可手続等についての質問書を送付し、同月23日に回答書を受領しております。

さらに、本特別委員会は、同月19日、本提案者に対し、本提案者取引による当社の企業価値向上、本提案者取引によるデメリットの有無、手続の公正性等に関する質問事項を送付の上、本特別委員会の

場における回答及び説明を要請し、同月 23 日開催の本特別委員会において、本提案者から、本提案者取引による当社の企業価値向上のための施策に関する説明及び当該質問事項に対する回答を受けるとともに、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、同日に本提案者より当該質問事項に対する回答書を受領しております。

このような状況の中、当社は、2026 年 6 月 9 日、本コンソーシアムに対して、当社が本提案者より本 6 月 3 日付提案を受けていること、また、当社の市場株価は本公開買付けの公表以降継続的に同日時点の本公開買付け価格である 3,000 円を上回る価格で推移していること等を踏まえ、本公開買付けの条件変更等、本公開買付けの成立確度を高める施策を検討しているか否かに関する確認書を送付いたしました。

その後、同月 18 日、当社は本コンソーシアムより、①本公開買付け価格を本提案者により提案されている公開買付け価格である 3,232 円を十分に上回る価格とすること、②仮に KDDI が応じるのであれば本不応募契約（KDDI）に替えて新たに応募契約を締結する方針としたいと考えていること、③②の方針となれば、本公開買付けの成立後に本公開買付けに係る応募株券等の総数が KDDI の所有する当社の株式数（35,016,000 株）と本公開買付けの買付予定数の下限（34,941,000 株）の合計である 69,957,000 株に満たない場合、改めて当社株式の全て（本不応募株式（DG）及び当社が所有する自己株式を除きます。）並びに対象新株予約権の全てを取得することを目的とした公開買付け（以下「本追加公開買付け」といいます。）を実施すること及び④本公開買付け契約の内容をそれらの変更に応じて修正すること（以下①から④をあわせて「本ストラクチャー変更」と総称します。）を主な内容とする提案書（以下「本再提案書（6 月 18 日）」といいます。）を受領いたしました。また、当社は、同月 19 日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う、本公開買付け契約の変更案を受領いたしました。さらに、同日、本コンソーシアムより、本ストラクチャー変更に伴う本公開買付け価格は 3,250 円とするとの連絡を受領し、その後、同月 22 日、本公開買付け価格 3,300 円に変更するとの連絡を受領いたしました。

当社及び本特別委員会は、本コンソーシアムによる本再提案書（6 月 18 日）に記載された本ストラクチャー変更について真摯に協議・検討を行い、本コンソーシアムが本公開買付け価格を引上げることについては当社の一般株主にとって利益となるものの、法令上本公開買付けの買付予定数の下限を 34,941,000 株から引き上げることはできないため、本再提案書（6 月 18 日）において提案されている変更後ストラクチャーでは、仮に本コンソーシアムが KDDI と本ストラクチャー変更について合意した場合、KDDI がその保有する当社株式の全て（35,016,000 株）を本公開買付けに応募することにより、本公開買付けにおける買付予定数の下限（34,941,000 株）を満たされて本公開買付けが成立し、公開買付け者及びデジタルガレージの保有する当社株式の合計は 75,933,700 株（保有割合：38.05%）以上となる結果、本提案者を含む当社の非公開化を意図する他の買付け者が当社を非公開化しようとしても、本コンソーシアムの同意がなければ実現不可能な状況になり、他の買付け者による提案が実質的に難しくなると考えました。そのため、当社及び本特別委員会は、本提案者によるデュー・ディリジェンスが進行しており、本提案者から本提案者取引に関する法的拘束力のある提案が行われることが合理的に想定される中で、当社及び本特別委員会が本提案者取引が企業価値向上に資するかどうかを引き続き真摯に検討すること、また、当社の一般株主がより良い条件（公開買付け価格を含みます。）での売却の機会を享受する可能性を確保することが重要であると判断し、当社は、本特別委員会の承認を得たうえ、本コンソーシアムに対し、同月 25 日、当社及び本特別委員会として、本再提案書（6 月 18 日）について応諾することはできない旨の回答書の本コンソーシアムに送付いたしました。

その後、当社は、本提案者から、2026 年 7 月 1 日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（本提案者）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本 7 月 1 日付提案」といいます。）（注 1）を受領いたしました。本 7 月 1 日付提案においては、1 株当たり公開買付け価格（以下「公開買付け価格（本提案者）」といいます。）は 3,384 円とされており、本新株予約権買付け価格はいずれも 1 円とされています（注 2）。なお、KDDI と本提案者との間で、当社による KDDI が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャ

一とすること等を内容とする応募契約を締結することができた場合には、公開買付価格（本提案者）を3,500円に変更するとのことです。また、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、当社に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップ（以下「本SPV」といいます。）は、当社の主要株主であるOasis Management Company Ltd.並びに同社の関連ファンド又は関連エンティティ（以下総称して「Oasis」といいます。）との間で、2026年7月1日付で、公開買付け（本提案者）が開始された場合、Oasisが所有する当社株式のうち38,200,548株（以下「応募合意株式（Oasis）」といいます。）を公開買付け（本提案者）に応募することを内容とする応募契約（以下「応募契約（Oasis）」といいます。）を締結したとのことです（注3）。本7月1日付提案によれば、本提案者は2026年7月下旬までに公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表を行い、その後2026年9月上旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことです。今後変更される可能性があるとのことです（注4）。なお、公開買付け（本提案者）の開始には複数の前提条件（注5）が設けられております。

（注1）本7月1日付提案における公開買付け（本提案者）の主要条件は下記のとおりです。

- 普通株式1株当たりの公開買付価格：3,384円
- 買付主体：本SPV
- 公開買付期間：20営業日
- 買付予定数の上限：なし
- 買付予定数の下限：131,805,000株（公開買付け（本提案者）実施後の本SPVの株券等所有割合は66.05%となるとのことです。）

（注2）本7月1日付提案によれば、本提案者は、本提案者取引実行の資金をベインキャピタル及びLINEヤフーによる資本金並びに負債性資金の組み合わせにより拠出予定であり、本7月1日付提案には、金融機関7行によるコミットメントレター並びにベインキャピタルによるエクイティ・コミットメント・レター、LINEヤフーによる預金残高証明書、LINEヤフーが有するコミットメントラインの極度額に関する証憑及びLINEヤフーが有するマージンローンの極度額に関する証憑の写しも添付されています。

（注3）公開買付け（本提案者）に係る公開買付期間（以下「公開買付期間（本提案者）」といいます。）の末日の前営業日までに、第三者により、公開買付価格（本提案者）を1%以上上回る金額に相当する公開買付価格により、当社株式の全部の取得を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され（既に継続中の公開買付けにおいて公開買付価格が引き上げられた場合を含む。）、又は、Oasisが、第三者から、本公開買付価格を1%以上上回る金額に相当する価格により、応募合意株式（Oasis）の全部を取得する旨の真摯かつ具体的な提案（以下「対抗提案」という。）を受け、かつ、Oasisが、本SPVに対して、公開買付価格（本提案者）を、当該対抗公開買付けに係る買付価格又は当該対抗提案に係る価格（以下「対抗価格」という。）以上の金額に変更することを申し入れた場合であって、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は公開買付期間（本提案者）の末日の2営業日前の日のうちいずれか早い方（但し、当該申し入れの日が公開買付期間（本提案者）の末日の2営業日前の日より後である場合には、公開買付期間（本提案者）の末日）までに、公開買付価格（本提案者）が対抗価格以上の金額に変更されない場合、Oasisは、応募契約（Oasis）に定める自らの義務に違反がない場合に限り、応募義務を負わないとされているとのことです。

また、Oasisは、自ら又は他の者をして、公開買付け（本提案者）その他応募契約（Oasis）で企図される取引と、直接又は間接に、競合、矛盾若しくは抵触する取引又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限らない。以下「抵触行為」という。）に関する積極的な勧誘、提案、情報提供等の誘引行為を行わないとのことです。本SPV以外の第三者から抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、実務上合理的に可能な限り速やかに本SPVにその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について

本 SPV と誠実に協議するとのことです。なお、本項第 1 文及び第 2 文記載の義務は、Oasis が、抵触行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを行った第三者との間で、応募合意株式 (Oasis) の全部又は一部の譲渡、担保設定その他の処分に向けた協議を行うことを妨げるものではないとのことです。

(注 4) 本提案者は、公開買付け (本提案者) の開始時期について、本提案者取引を実施するにあたり各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得 (以下「本クリアランス」といいます。) の完了見込み時期も踏まえて、今後判断するとのことです。

本提案者によると、現時点における想定スケジュールは下記のとおりとのことです。

- 公開買付け (本提案者) 開始予定の公表: 2026 年 7 月下旬

- 公開買付け (本提案者) 開始: 2026 年 9 月上旬

なお、本提案者によると、本 7 月 1 日付提案提出時点において、本クリアランスとして、①私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく届出、②外国為替及び外国貿易法に基づく届出、並びに③オーストラリア競争法に基づく免除決定が必要となることを想定しており、当社からの適切な協力が得られることを前提として、いずれも 2026 年 9 月中には完了することを見込んでいるとのことです。

(注 5) 本 7 月 1 日付提案において、本提案者らによる公開買付け開始の前提条件として、①本公開買付けに対して、当社が賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②当社の非公開化取引を検討するために当社が設置した特別委員会において、当社が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、③金融商品取引法第 27 条の 11 第 1 項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本取引を実施するに当たって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること、⑤当社に係る業務等に関する重要事実 (金融商品取引法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。) で当社が公表 (同条第 4 項に定める意味を有します。) していないものが存在しないこと、⑥本取引を実施するに当たって必要となるベインキャピタルの投資委員会による最終承認及び LINE ヤフーの取締役会決議が完了することが記載されております。なお、上記⑥に関して、本提案者は、本 7 月 1 日付提案の提出にあたり、それぞれ、ベインキャピタルの投資委員会による承認及び LINE ヤフーの取締役会における決議を得ているとのことですが、公開買付け (本提案者) の実施そのものについては、公開買付け (本提案者) の詳細含め諸条件を具体的に固めた上であらためて承認・決議する必要がある、かかる手続上の要請により、前提条件としているとのことです。

当社及び本特別委員会は、本 7 月 1 日付提案を受領したことを踏まえて、当社及び本特別委員会として本 7 月 1 日付提案が当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するかについて本取引との比較検討を含めて検討する必要があるものの、本公開買付け契約に基づき、本 7 月 1 日付提案は適格対抗買付提案 (「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「①本公開買付け契約」において定義します。以下同じです。) として評価できるため、当社取締役会として本公開買付けに対して賛同する旨の意見は維持しつつ、当社取締役会が公開買付者に対して本公開買付け価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。他方、本 7 月 1 日付提案は法的拘束力を有する提案であることから、原則として本提案者の判断のみでは撤回できず、相応に実現可能性が高い提案であること、また、公開買付け価格 (本提案者) (3,384 円) は本公開買付け価格 (3,000 円) を上回ることから、当社取締役会として当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回することが適切

であると判断いたしました。

イ 2026年7月1日開催の当社取締役会における判断内容

このような検討経緯を経て、本特別委員会は、2026年7月1日、当社取締役会に対して、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは引き続き妥当であると考えられるもの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨することは合理的であると考えられる旨の答申を、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主の皆様の判断に委ねることが相当であると考えられる旨の答申に変更する旨の追加の答申（以下「本追加答申書（7月1日）」といいます。）を行いました。

以上の経緯のもとで、当社は、2026年7月1日開催の当社取締役会において、本追加答申書（7月1日）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けへの賛同の意見表明及び当社の株主の皆様に対する本公開買付けへの応募推奨する旨の意見を維持できるか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、当社は、2026年7月1付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れており、本取引と本提案者取引は両立し得ないことから、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

<前略>

なお、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、本公開買付けに関して本不応募契約を締結している DG 及び KDDI が合計して当社株式を 75,933,700 株（所有割合 38.05%）所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の下限を設定していないとのことですが、当社及び公開買付者において以下の措置を講じていることから、当社及び公開買付者は、当社の一般株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されていないものの、他の充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価しております。

(訂正後)

<前略>

なお、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2026年5月12日時点、本公開買付けに関して本不応募契約を締結している DG 及び KDDI が合計して当社株式を 75,933,700 株（所有割合 38.05%）所有しているため、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」の下限を設定していないとのことですが、当社及び公開買付者において以下の措置を講じていることから、当社及び公開買付者は、当社の一般株主の皆様の利益には十

分な配慮がなされていると考えております。また、本特別委員会は、本答申書において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されていないものの、他の充実した公正性担保措置が取られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価しております。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

(訂正前)

<前略>

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉（当社の役職員や当社の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザー（以下「当社アドバイザー等」といいます。）を通じた間接的な交渉を含む。）を行うこと、(ii) 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、当社の費用負担により、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザー（以下「本特別委員会アドバイザー等」といいます。）を選任又は指名すること、又は当社アドバイザー等を指名し、若しくは承認（事後承認を含む。）すること、(iii) 本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、(iv) 当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに (v) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議しております。

<中略>

(ii) 検討の経緯

<中略>

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言及び2026年5月12日付で提出を受けた本株式価値算定書（山田コンサル）の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月12日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、別添1の本答申書を提出いたしました。

本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、本答申書をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i) 本取引の相手方との間で取引条件等についての交渉（当社の役職員や当社の財務アドバイザー若しくは第三者算定機関及びリーガル・アドバイザー（以下「当社アドバイザー等」といいます。）を通じた間接的な交渉を含む。）を行うこと、(ii) 本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、当社の費用負担により、自らの財務のアドバイザー若しくは第三者算定機関及び法務のアドバイザー（以下「本特別委員会アドバイザー等」といいます。）を選任又は指名すること、又は当社アドバイザー等を指名し、若しくは承認（事後承認を含む。）すること、(iii) 本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、(iv) 当社の役職員から本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに (v) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議しております。

また、当社は、「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」に記載のとおり、2026年5月20日開催の取締役会において、本特別委員会に対し、(a)本提案者取引を実施することの是非(本提案者による公開買付けに対して当社取締役会が賛同すべきか否か、及び、当社株主に対して本提案者による公開買付けへの応募を推奨すべきか否か)を検討し、当社取締役会に勧告を行うこと及び(b)本提案者取引が、当社の一般株主にとって公正なものであるかについて検討し、当社取締役会に意見を述べること(以下これらを総称して「本追加諮問事項」といいます。)を諮問いたしました。なお、当社取締役会は、上記(a)の検討に際しては、①当社の企業価値の向上に資するかという観点から、本提案者取引が合理性を有するものといえるか検討・判断するとともに、②当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとするを併せて決議しております。

また、当社取締役会は、本追加諮問事項を追加するにあたり、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本提案者取引に関する意思決定を行うこと及び本特別委員会が本提案者取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は当該取引条件による本提案者取引の承認をしないことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(i)本提案者との間で取引条件等についての交渉(当社の役職員や当社アドバイザー等を通じた間接的な交渉を含む。)を行うこと、(ii)本追加諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、当社の費用負担により、本特別委員会アドバイザー等を選任又は指名すること、又は当社アドバイザー等を指名し、若しくは承認(事後承認を含む。)すること、(iii)本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること、(iv)当社の役職員から本提案者取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに(v)その他本提案者取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項に係る権限を付与することを決議しております。

<中略>

(ii) 2026年5月12日までの検討の経緯

<中略>

(iii) 2026年5月12日付の判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、山田コンサルから受けた財務的見地からの助言及び2026年5月12日付で提出を受けた本株式価値算定書(山田コンサル)の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月12日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、別添1の本答申書を提出いたしました。

本特別委員会の答申内容及び答申の理由については、本答申書をご参照ください。

(iv) 2026年5月13日以降の検討の経緯等

本特別委員会は、2026年2月18日より2026年5月12日までの間に合計15回に加え、2026年5月19日より2026年7月1日までの間に合計8回開催され、本諮問事項及び本追加諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われました。

本特別委員会は、2026年5月12日以降も、当社と本提案者との交渉状況について、当社及びSMB C日興証券より随時報告を受け、当社の交渉方針につき審議・検討を行い、当社及びSMB C日興証券に対して適宜必要な意見を述べ、本答申書の答申の内容について、変更すべき事情が存在しないか等について真摯に検討を行いました。また、本特別委員会は、2026年6月19日、本提案者に対し、本提案者取引による当社の企業価値向上、本提案者取引によるデメリットの有無、手続の公正性等に関する質問事項を送付の上、本特別委員会の場における回答及び説明を要請し、同月23日開催の本特別委員会において、本提案者から、本提案者取引による当社の企業価値向上のための施策に関する説明及び当該質問事項に対する回答を受けるとともに、質疑応答を行い、同月24日、本提案者より、当該質問事項に対する回答書を受領しております。

その後、本特別委員会は、「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会ま

での検討・交渉の経緯及び判断内容」に記載のとおり 2026 年 7 月 1 日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、以下のとおり、別添 3 の本追加答申書（7 月 1 日）を提出いたしました。

本追加答申書（7 月 1 日）の答申内容及び答申の理由については、本追加答申書（7 月 1 日）をご参照ください。本特別委員会は、引き続き、本取引と本提案者取引のどちらが当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

④ 当社における独立した検討体制の構築

（訂正前）

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本取引が MBO 等に準ずる行為に該当し得ることや当社の一般株主に大きな影響を与えることを踏まえて、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、当社を除く公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2026 年 2 月 12 日に本コンソーシアムより本提案書を受領して以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程並びに本事業計画の策定については、当社の取締役 11 名のうち、DG の代表取締役である林郁氏（当社取締役会長）、DG の関連ファンドが出資しているまん福ホールディングス株式会社の代表取締役である加藤智治氏（当社独立社外取締役）、EQT が出資している株式会社ベネッセホールディングスの代表取締役である岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）及び KDDI の執行役員である門脇誠氏（当社社外取締役）の 4 名を関与させないこととし、村上敦浩氏（代表取締役社長 社長執行役員）、宮崎加奈子氏（取締役 上級執行役員 CSO）、粕谷進一氏（取締役 上級執行役員 CFO）、平井裕文氏（取締役 常勤監査等委員）及び従業員 6 名から構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、本取引に係る検討を実施してきました。なお、当社における検討体制を構成する上記従業員 6 名は、いずれも本コンソーシアム及び KDDI からの出向者又は本コンソーシアム及び KDDI の元従業員には該当いたしません。そして、現在に至るまでかかる取扱いを継続しております。かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制に独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

（訂正後）

当社は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本取引が MBO 等に準ずる行為に該当し得ることや当社の一般株主に大きな影響を与えることを踏まえて、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、当社を除く公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、2026 年 2 月 12 日に本コンソーシアムより本提案書を受領して以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程並びに本事業計画の策定については、当社の取締役 11 名のうち、DG の代表取締役である林郁氏（当社取締役会長）、DG の関連ファンドが出資しているまん福ホールディングス株式会社の代表取締役である加藤智治氏（当社独立社外取締役）、EQT が出資している株式会社ベネッセホールディングスの代表取締役である岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）及び KDDI の執行役員である門脇誠氏（当社社外取締役）の 4 名を関与させないこととし、村上敦浩氏（代表取締役社長 社長執行役員）、宮崎加奈子氏（取締役 上級執行役員 CSO）、粕谷進一氏（取締役 上級執行役員 CFO）、平井裕文氏（取締役 常勤監査等委員）及び従業員 6 名から構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、本取引に係る検討を実施してきました。なお、当社における検討体制を構成する上記従業員 6 名は、いずれも本コンソーシアム及び KDDI からの出向者又は本コンソーシアム及び KDDI の元従業員には該当いたしません。そして、現在に至るまでかかる取扱いを継続しております。かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制に独立性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

なお、門脇誠氏は2026年6月18日付で当社社外取締役を退任しております。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

（訂正前）

当社は、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から取得した2026年5月11日付の株式価値算定書（SMBC日興証券）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月12日付の本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上ひいては株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行いました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断の内容」に記載のとおり、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークの活用による当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を推進することを目指し、同時に、本コンソーシアム各社の有する知見や人的リソースを当社の経営に取り入れることで、経営戦略の実効性をより高め、さらに、中長期的な視点から、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、当社の経営の柔軟性を向上させることができることから、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格（3,000円）は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月12日開催の当社取締役会において、上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）、門脇誠氏（当社社外取締役）及び岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）を除く、審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。そして、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）、岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）及び門脇誠氏（当社社外取締役）は、上記の取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場において、本取引に係る検討並びに当社を除く公開買付関連当事者との協議及び交渉に参加しておりません。なお、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）、門脇誠氏（当社社外取締役）及び岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）を除き2026年5月12日開催の当社取締役会決議を実施した理由については、上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

（訂正後）

当社は、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(ii) 2026年5月12日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯」に記載のとおり、森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言、SMBC日興証券から取得した2026年5月11日付の株式価値算定書（SMBC日興証券）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月12日付の本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上ひいては株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行いました。その結果、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 2026年5月12日開催の当社取締役会における判断の内容」に記載のとおり、EQTのこれまでの投資実績を通じた知見及びグローバルリソースや、DGの決済・マーケティング領域における知見及び同領域以外の知見を有する戦略パートナーとのネットワークの活用による当社の経営基盤の強化及び地位の安定化を推進することを目指し、同時に、本コンソーシアム各社の有する知見や人的リソースを当社の経営に取り入れることで、経営戦略の実効性をより高め、さらに、中長期的な視点から、機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、当社の経営の柔軟性を向上させることができる

ことから、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格（3,000円）は当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月12日開催の当社取締役会において、上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）、門脇誠氏（当社社外取締役）及び岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）を除く、審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。そして、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）、岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）及び門脇誠氏（当社社外取締役）は、上記の取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場において、本取引に係る検討並びに当社を除く公開買付関連当事者との協議及び交渉に参加しておりません。なお、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）、門脇誠氏（当社社外取締役）及び岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）を除き2026年5月12日開催の当社取締役会決議を実施した理由については、上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

その後、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iv) 2026年7月1日開催の当社取締役会までの検討・交渉の経緯及び判断内容」に記載のとおり、当社は、2026年7月1日開催の当社取締役会において、本追加答申書（7月1日）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けへの賛同の意見表明及び当社の株主の皆様に対する本公開買付けへの応募推奨する旨の意見を維持できるか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）及び岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）を除く、審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することは是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、林郁氏（当社取締役会長）、加藤智治氏（当社独立社外取締役）及び岩瀬大輔氏（当社独立社外取締役）を除き2026年7月1日開催の当社取締役会決議を実施した理由については、上記「④ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(訂正前)

<前略>

なお、本譲渡制限付株式については、割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により付与対象者の有する株式が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限り）の効力発生日が到来する場合には、効力発生日の前営業日において、当社が無償取得するものとされており、そのため、本譲渡制限付株式のうち、当社取締役所有分については、本スクイーズアウト手続において、当該割当契約書の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって、当社が無償取得する予定です。なお、当社は、当社の執行役員に付与された本譲渡制限付株式について、本日開催の当社取締役会において、本公開買付けが開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主の皆様に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行っている場合（その後、対象となる執行役員による申出の以前に、当社が本公開買付けに賛同し株主の皆様に対して応募を推奨する旨の意見を変更した場合を除きます。）であって、対象となる執行役員から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合、本譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除す

る旨の決議を行っております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、本譲渡制限付株式については、割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式の併合（当該株式の併合により付与対象者の有する株式が1株に満たない端数のみとなることとなる場合に限り）の効力発生日が到来する場合には、効力発生日の前営業日において、当社が無償取得するものとされており、そのため、本譲渡制限付株式のうち、当社取締役所有分については、本スクイーズアウト手続において、当該割当契約書の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって、当社が無償取得する予定です。なお、当社は、当社の執行役員に付与された本譲渡制限付株式について、2026年5月12日開催の当社取締役会において、本公開買付けが開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主の皆様に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行っている場合（その後、対象となる執行役員による申出の以前に、当社が本公開買付けに賛同し株主の皆様に対して応募を推奨する旨の意見を変更した場合を除きます。）であって、対象となる執行役員から当社に対して本公開買付けに応募するために本譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合、本譲渡制限付株式に係る譲渡制限を解除する旨の決議を行っております。

<後略>

9. MBO等に関する事項

(3) 一般株主にとって公正であることに関する特別委員会の意見

(訂正前)

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」とおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正であることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1をご参照ください。

(訂正後)

当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」とおり、2026年5月12日付で、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正であることに関して本特別委員会から本答申書の提出を受けております。その後、当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(iv) 2026年5月13日以降の検討の経緯等」とおり、当社及び本特別委員会における2026年5月13日以降の検討を踏まえ、本特別委員会より本追加答申書（7月1日）の提出を受けております。本答申書の詳細は別添1を、本追加答申書（7月1日）の詳細は別添3をそれぞれご参照ください。

(参考)

(訂正前)

本答申書（別添1）

2026年5月12日付「Kamgras 1株式会社による株式会社カクコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添2）

(訂正後)

本答申書（別添1）

2026年5月12日付「Kamgras 1株式会社による株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添2）

本追加答申書（7月1日）（別添3）

以上

2026年7月1日

株式会社カカコム取締役会 御中

株式会社カカコム特別委員会

委員長 木下 雅之

委員 梶木 壽

委員 井上 美樹

追 加 答 申 書

この追加答申書（以下「本追加答申書」という。）は、株式会社カカコム特別委員会（以下「本特別委員会」という。）が、2026年5月12日付の本特別委員会の答申書（以下「2026年5月12日付答申書」という。）における答申の内容の一部について、2026年5月13日以降の事情の変更を踏まえて、変更するものである。

第1 用語

本追加答申書において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定める意味を有する。

- (1) 「ベインキャピタル」とは、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPをいう。
- (2) 「LINE ヤフー」とは、LINE ヤフー株式会社をいう。
- (3) 「本提案」とは、本提案者による当社の買収提案をいう。なお、本提案には、2026年5月7日に当社が本提案者から受領した初期的な提案（2026年5月12日付答申書において「本5月7日付提案」と定義された提案）のみならず、2026年5月13日以降に本提案者から行われた提案も含まれる。
- (4) 「本提案者」とは、ベインキャピタル及びLINE ヤフーを総称していう。なお、2026年5月12日付答申書において、「本提案者」は「本5月7日付提案を行った第三者」と定義されており、2026年5月12日付答申書と本追加答申書とで、本提案者の定義は実質的に同一である。
- (5) 「本提案者取引」とは、本提案者から提案されている、当社の非公開化取引をいう。なお、本提案者取引には、本5月7日付提案に係る取引のみならず、2026年5月13日以降に本提案者から行われた提案において提案されている取引も含まれる。

以上のほか、本書で使用されている用語は、特段の記載のない限り、2026年5月12日付答申書で用いられたのと同様の意味を有するものとする。

第2 本追加答申書の提出に至る手続

1. 委員会の開催

本特別委員会は、2026年5月19日から2026年7月1日までの間に、全8回の日程で、全ての委員会について委員3名全員の出席のもと開催され、審議を行った。

なお、本特別委員会の従来の諮問事項は、2026年5月12日付答申書の第2に記載されたとおり、本取引に関するものに限定されていたが、当社の2026年5月20日の取締役会において、本提案者取引に関しても本取引に関するのと同様の事項を本特別委員会への諮問事項として追加する旨が決議された。そのため、これ以降は、本特別委員会においては、従来の諮問事項に加えて、かかる追加的な諮問事項についても同時に検討することとした。

その結果、本特別委員会は、本追加答申書作成日において、委員3名全員の一致をもって、本追加答申書を承認した。

2. 検討書類

本特別委員会は、2026年5月12日付答申書の基礎とした資料・情報に追加して、本コンソーシアム及び本提案者からそれぞれ当社に対して提出された提案資料その他の本特別委員会において配付された各種資料を検討した。

3. 説明の聴取

本特別委員会は、当社の取締役会より諮問を受けた事項について検討するため、本取引に関し、当社及びSMB C日興証券から、2026年5月13日以降の本取引及び本提案者取引の検討状況の推移について説明を聴取した。

また、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所から、2026年5月13日以降の本コンソーシアム及び本提案者との交渉状況の推移について説明を聴取した。

さらに、本特別委員会は、第21回委員会において、本提案者に対しても、本提案者取引を提案するに至った経緯、本提案者取引の意義・目的等について、ヒアリングを実施した。

以上のとおり、本特別委員会は、2026年5月13日以降に本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認等を行うことにより、諮問事項についての答申を行うにあたって合理的に必要と認められる情報の収集を行った。

第3 2026年5月12日付答申書における答申の変更

2026年5月12日付答申書における答申の1.について、以下のとおり答申を変更する。なお、下線部は変更部分を示す。

(変更前)

- (i) 本取引は、当社の企業価値の向上に資するものとして合理性を有しており、(ii) 本取引において取引条件の妥当性及び手続の公正性がいずれも認められ、当社の一般株主の利益が確保されていると認められることから、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは、合理的であると考えられる。

(変更後)

- (i) 本取引は、当社の企業価値の向上に資するものとして合理性を有しており、(ii) 本取引におい

て取引条件の妥当性及び手続の公正性がいずれも認められ、当社の一般株主の利益が確保されていると認められるものの、本取引を上回る取引条件を提示する法的拘束力ある本提案が存在することから、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主の皆様の判断に委ねることが相当であると考えられる。

第4 本特別委員会の答申の理由

1. 2026年5月12日付答申書以後の状況の推移

本追加答申書の第2で述べたとおり、本特別委員会は2026年5月13日以降に本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化や事象等が発生しているか否かについて事実関係の確認を行ったところ、2026年5月13日以降に生じた事情として、下記の事項が認められる。

- ① 2026年5月13日付で、本提案者から改めての提案（以下「本2026年5月13日付提案」という。）を受けたこと。本2026年5月13日付提案においては、本2026年5月7日付提案と比べ、非上場化の方針について変更はないが、提案価格が3,232円に引き上げられたこと。ただし、2026年5月13日付提案は引き続き法的拘束力のない提案であったこと。
- ② その後、2026年6月3日付で、本提案者から改めての提案（以下「本2026年6月3日付提案」という。）を受けたこと。本2026年6月3日付提案においては、DG及びKDDIとの公開買付け開始前における合意に至らなかった場合であっても、公開買付価格は3,232円を維持する方針が示されたほか、ベインキャピタルの資金充足証明書及びLINEヤフーの残高証明書が添付されており、本提案者による本提案者取引に係る資金調達の裏付けが得られたこと。また、本提案者取引の実施後における当社への出資比率については、ベインキャピタルが普通株式、LINEヤフーが無議決権種類株式により、60：40の比率で出資する予定との見解が示されたこと。
- ③ 2026年6月5日付で本提案者から秘密保持誓約書の差入れを受けた上で、当社が本提案者によるデュエ・ディリジェンスを受け入れたこと。
- ④ 当社から本提案者に対して、数次に亘って本提案に関する質問書を送付し、本提案者から回答を受領したこと、並びに当社と本提案者との間で本提案者取引に関する協議の場が設けられたこと。
- ⑤ 本特別委員会としても、2026年6月19日付で本提案者に対して本提案に関する質問書を送付し、上記第2の3のとおり、第21回委員会（2026年6月23日開催）において、本提案者に対して、本提案者取引を提案するに至った経緯、本提案者取引の意義・目的等について、ヒアリングを実施し、合わせて本提案者から上記質問書への回答を受領したこと。
- ⑥ 他方で、当社は本コンソーシアムに対して、本公開買付価格の増額の余地について検討を促したところ、本コンソーシアムからは、(i)当社が賛同することを条件に、2026年6月19日には本公開買付価格を3,250円とする旨を、また同月22日に3,300円とする旨の意向が示されるとともに、(ii)仮にKDDIが応じるのであれば、KDDIとの間で、本公開買付けに対して不応募とするのではなく応募することに変更する契約を締結する方針としたいと本コンソーシアムとしては考えていること、(iii)本公開買付けについてKDDIが応募に回る場合であっても、金融商品取引法の規定上、公開買付けの下限は引き上げられないことから、もし本公開買付けの成立後、本コンソーシアムにおいて、本取引を実現することが可能である程度の株式の保有に至らなかった場合には、同じ条件で再度の公開買付けを行う予定である旨が回答されたこと。
- ⑦ これに対して、当社としては、2026年6月25日付で、本コンソーシアムが本公開買付価格を引き上げることにについては当社の一般株主にとって利益となるものであり、また、一般論として本コンソーシアムがKDDIを含む当社の株主との間で一定の事項についての個別の交渉や合意を行うことには中立的な立場にあるが、上記⑥のストラクチャー変更について、当社が主導しているものではないことから、当社及び特別委員会が当該ストラクチャー変更に同意し又は当該ストラクチャー変更を容認していることを前提とした当該ストラクチャー変更には応諾いたしかねる旨を回答したこと。

- ⑧ 以上のような経緯を経て、2026年7月1日、法的拘束力のある本提案が本提案者から提出された（以下「本2026年7月1日付提案」という。）。本2026年7月1日付提案においては、当社の大株主であるオアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッド（同社の関連ファンド及び関連エンティティを含め、以下「オアシス」という。）との間で応募契約を締結したことが記載されているほか、本提案者取引に係る公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格（本提案者）」という。）を3,384円（ただし、KDDIとの間で、本取引と同様、当社によるKDDIの保有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結できた場合には、3,500円）とする旨が記載されている。

2. 2026年5月12日付答申書における答申の変更の必要性

(1) 企業価値の向上に関する答申について

本特別委員会は、2026年5月12日付答申書において、本取引の代替となるような実現可能性のある取引が存在するのであれば、代替取引を踏まえても本取引が企業価値の向上に資すると認められるかが問題となる旨を述べていた（2026年5月12日付答申書第5の2(4)イ）。

この点に関して、本特別委員会は、上記のとおり、本提案者から法的拘束力ある本2026年7月1日付提案を受領している。これを受けて、本追加答申書の作成日現在において、本特別委員会は、本提案者取引が、買収行動指針が買収提案の真摯性判断基準として提示する各要素の観点から、当社の企業価値向上に資するか否かを慎重に検討中である。

ただし、本特別委員会として、少なくとも現時点で、本提案者取引が本取引よりも企業価値の向上の観点で優れていると認定しているわけではない。そのため、本取引が当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当と認められるという2026年5月12日付答申書における答申を、本特別委員会として現時点で変更すべきとは考えていない。

(2) 公正な手続を通じた一般株主利益の確保に関する答申について

次に、本特別委員会は、2026年5月12日付答申書において、本公開買付契約で当社が公開買付者との間で一定の取引保護条項につき合意しているものの、間接的なマーケット・チェックの実施を過度に制限するものとは認められない旨を述べていた（2026年5月12日付答申書第5の4(4)イ）。

その上で、2026年5月13日以降の事態の推移（上記1参照）や、結果的に法的拘束力のある本提案が本提案者から提出されたという現状からみれば、本取引に関して間接的なマーケット・チェックの機能は十分に果たされているものと認められる。

その他、本特別委員会の2026年5月12日付答申書における、本取引においては公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる旨の答申について、変更すべき点は認められない。

(3) 取引条件の公正性・妥当性に関する答申について

続いて、本特別委員会は、2026年5月12日付答申書において、(i) 本5月7日付提案で想定されている公開買付価格も本公開買付価格と同じ3,000円であること、(ii) 本5月7日付提案には法的拘束力がないこと、(iii) 本提案者は当社の大株主との間で何らの協議も行っておらず、本5月7日付提案の実現可能性は不明であること、(iv) 本提案者取引を実現するには、今後デュー・ディリジェンスが必要であるなど、相応の時間を要する見込みであることから、本5月7日付提案を踏まえても、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると認められる旨の答申を行ったところである（2026年5月12日付答申書第5の3(8)）。

これに対して、上記のとおり、本提案者によるデュー・ディリジェンスが実施された上で、本特別委員会は、本提案者から法的拘束力ある本2026年7月1日付提案を受領しており、本公開買付価格（本提案者）

は 3,384 円（ただし、KDDI との間で、本取引と同様、当社による KDDI の保有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすること等を内容とする不応募契約を締結できた場合には、3,500 円）となっている。さらに、上記のとおり、本 2026 年 7 月 1 日付提案においては、本提案者がオアシスとの間で応募契約を締結したことも記載されている。そのため、2026 年 5 月 12 日付答申書における取引条件の公正性・妥当性に関する答申の根拠となった上記（i）から（iv）までの各事情は、その後の状況の変化により、本追加答申書の作成日現在では妥当しなくなっている。

そのため、2026 年 5 月 12 日付答申書において、本公開買付価格について検討した際の多くの事情（すなわち、(a) 合理的な交渉状況の確保、(b) 本事業計画の合理性、(c) 株式価値評価からみた本公開買付価格の妥当性、(d) 類似案件と比較しても遜色ないプレミアム水準及び (e) スキームの合理性）は引き続き認められるから、本取引の取引条件は公正と認められることに変わりはないものの、一般株主の合理的な売却の機会の確保という観点からは、本取引によって得られる対価を上回る対価を一般株主が享受することができる取引（すなわち本提案者取引）が存在することは、本特別委員会としても重視すべきである。

また、本コンソーシアムからは、当社が賛同することを条件に、本公開買付価格を 3,300 円とする旨の意向が示されているが（上記 1 ⑥）、本公開買付価格（本提案者）は、低くても 3,384 円であり、3,300 円を上回る金額である。

したがって、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについては、本追加答申書の作成日現在における、（i）本提案者取引の提案価格、（ii）本提案者取引の法的拘束力、（iii）オアシスとの応募契約の締結の状況及び（iv）本提案者によるデュー・ディリジェンスが終了しており本提案者取引に係る公開買付けも相当期間内に開始可能であると見込まれることからすれば、当社取締役会は中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主の皆様の判断に委ねることが相当であると考ええる。

3. 結論

以上で検討してきたとおり、本追加答申書の作成日現在において、本取引の目的は正当と認められ、本取引の取引条件は公正であり、本取引の手続は公正かつ妥当であると考えられることからすると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同する意見を表明することは、本特別委員会としても引き続き妥当であると考ええる。

他方で、当社取締役会が当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することについては、上記 2 (3) で述べたとおり、本提案者取引の当社取締役会は中立の立場をとった上で、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主の皆様の判断に委ねることが相当である。

上記の検討に基づく結論として、本特別委員会は、2026 年 5 月 12 日付答申書における答申のうち、当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することが合理的である旨の部分、本公開買付けに応募するか否かは当社の株主の皆様の判断に委ねることが相当である旨に変更する。

以 上